

グリーンボンドの発行方針

平成 2 9 年 2 月
(平成 3 1 年 3 月改訂)
東 京 都

グリーンボンド発行の背景

産業革命以降の経済の発展は、様々な面で人々の暮らしを豊かにしてきた。一方で、環境問題等をはじめとした人類の生活を脅かす問題が生じてきており、世界は今、経済、社会および環境の面で大きなリスクに直面している。

こうした課題に対処するため、2015年9月には、それまでのミレニアム開発目標（MDGs）で扱われていた貧困撲滅等に加え、経済、社会、環境などを含む2030年に向けた地球規模での優先課題及び世界のあるべき姿を明らかにした「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連サミットで採択された。

2015年12月には、フランスでCOP21が開催され、2020年以降の気候変動対策の新たな枠組みである「パリ協定」が、気候変動の脅威に対する危機感の共有を背景に、全ての国が参加する合意として採択され、2016年11月に発効した。

こうした中、東京都は、安全・安心・元気な「セーフシティ」、誰もがいきいきと活躍できる「ダイバーシティ」、環境先進都市、国際金融・経済都市として成長を続ける「スマートシティ」を実現し、新しい東京を創っていくための今後の都政の具体的な政策展開を示す計画として、「2020年に向けた実行プラン」を2016年12月に策定し、適宜プランの見直しや強化を図っている。

環境面においては、CO₂を排出しない持続可能な都市「ゼロエミッション東京」の実現等を目指し、多面的な取組を進めていくこととしている。

環境に配慮した取組が重要視される流れを受け、世界規模で企業や地方自治体等が環境事業に要する資金を調達するための債券であるグリーンボンドの発行は、年々増加している。

東京都においても、国際社会共通の課題である環境問題の解決に取り組んでいくため、積極的に環境施策を展開するとともに、「東京グリーンボンド」の発行を継続し、国内グリーンボンド市場の成熟・拡大、ひいては国内債券市場へのグリーンボンドの定着に取り組んでいく。

1 「東京グリーンボンド」発行の意義

- ① 都民や企業の「東京グリーンボンド」への投資を通じた後押しにより、スマートシティの実現を目指す都が、従前から行っている都の環境施策に加えて、新たな環境施策を強力に推進すること
- ② 「東京グリーンボンド」の発行を通じて、グリーンボンド市場の活性化と他発行体の参入促進につなげるとともに、国内の貴重な資金が国内の環境対策に向かって活用される流れを創出すること
- ③ 個人投資家に対して、都の環境事業に積極的に関与してもらうための投資機会を提供することにより、事業への理解を通じて、都民のオーナーシップ意識を喚起すること
- ④ 機関投資家に対して、社会的責任を果たすための投資機会を提供することにより、企業の環境配慮意識の醸成に寄与するとともに、社会的な評価を受けられる環境の整備を促進すること
- ⑤ 都債をグリーンボンドとして発行することを通じて、発行体としての都が新たな投資家にアクセスすることが可能となり、投資家層を多様化すること

2 「東京グリーンボンド」発行に係るこれまでの取組

(1) 「東京環境サポーター債」の発行

2016年12月に、グリーンボンドの発行に向けたトライアルと位置づけ、グリーンボンド原則の求める4つの項目（詳細は3（2）を参照）に自主的に対応した「東京環境サポーター債」を個人向け都債として発行した。

この債券は、グリーンボンド原則の4項目全てに自主的に対応することで、原則の求める透明性を確保する一方、いち早く投資機会を提供するために、第三者機関による評価等は取得しないこととした。

(2) 第1回「東京グリーンボンド」の発行

この経験を踏まえ、2017年2月に「グリーンボンドの発行方針」を作成、公表した。また、この方針に沿って、適格性と透明性を確保し、投資家に対して訴求力のある本格的なグリーンボンドとするため、2017年8月にセカンド・パーティ・オピニオンを取得した。この評価は、ドイツのESG調査機関であるoekom research AG（イーコム・リサーチ社）から、「良好」との総合評価を得た。

これらの準備を踏まえ、2017年10月に、機関投資家向けに国内の地方公共団体で初めて「東京グリーンボンド」を発行した。

グリーンボンドなどのテーマ債の特徴の一つとして、発行意義に共感し、投資を表明する投資家が多くおり、「東京グリーンボンド」においても、21件の投資表明をいただいた。

また、機関投資家向けに続き、グリーンボンド市場の活性化と他発行体の参入促進などにつなげるため、同12月に個人向け都債として「東京グリーンボンド」を発行し、2016年の「東京環境サポーター債」と同様、多くの方々の共感を得て売出初日に完売となった。

(3) 第2回「東京グリーンボンド」の発行

国内資金の環境施策への活用やグリーンボンド市場の拡大の流れをさらに加速させるため、2018年3月に「グリーンボンドの発行方針」を改訂・公表し、2度目の「東京グリーンボンド」発行を打ち出した。

2018年7月には、ISS-oekom（イーコム・リサーチ社から社名変更）からセカンド・パーティ・オピニオンを取得した。総合評価が「良好」であることに加え、個別事業への評価も、ポジティブ評価数の割合が大きく向上したほか、新たに環境効果の数値が記載されて具体的かつ明快な評価となるなど、質的な向上が見られる評価結果となった。

その後、2018年10月に機関投資家向け「東京グリーンボンド」を発行、前年を上回る30件の投資表明をいただいた。さらに12月には個人向け「東京グリーンボンド」を発行し、前年同様、売出初日に完売となった。

(4) 「東京グリーンボンド」発行の成果

「東京グリーンボンド」の継続発行により、多くの投資家からの賛同を得て、国内の貴重な資金が都の環境対策に向かって活用される流れがより確かなものとなり、スマートシティの実現に向けた取組を加速化することができた。

さらに、「東京グリーンボンド」に続いて、民間企業などの発行も増えており、国内グリーンボンド市場は着実に拡大をしている。

3 2019年度の取組

(1) 「東京グリーンボンド」の継続発行

国内の貴重な資金が都の環境対策に活用される流れのさらなる加速と、国内債券市場へのグリーンボンドの定着に向け、「東京グリーンボンド」の発行を継続する。また、その成果について、市場動向等に基づく多角的検証を行う。

(2) 「グリーンボンド原則」への対応及び外部評価の取得

引き続き、国際資本市場協会（International Capital Market Association／ICMA）による「グリーンボンド原則」（Green Bond Principles／GBP）の4項目全てについて対応する。

- ① 資金使途（Use of Proceeds）
- ② プロジェクトの評価及び選定プロセス
（Process for Project Evaluation and Selection）
- ③ 調達資金の管理（Management of Proceeds）
- ④ 投資家への報告（Reporting）

また、グリーンボンドとしての適格性と透明性の確保及び投資家への訴求力を向上させるため、「グリーンボンド原則」において取得が推奨される外部評価のうち、セカンド・パーティ・オピニオン（Second Party Opinion）を取得する。

(3) 充当予定事業

「東京グリーンボンド」の充当予定事業には、調達した資金により実施された事業から得られる環境への好影響が大きいと想定される環境事業を選定する。

(4) 対象投資家

円貨建て債を購入可能な機関投資家と都民をはじめとする個人投資家を想定し、これによって国内の貴重な資金が都の環境対策に向かって活用される流れを加速させる。

(5) 発行規模及び発行通貨

発行規模は、総額200億円程度とする。

発行通貨は、機関投資家向けでは、円貨を選択することで、国内の貴重な資金が都の環境対策に向かって活用される流れを加速していく。個人向けを発行する場合は、購入対象者を都民等に限定しており、円貨・外貨の何れであっても、国内の資金が都の環境対策に活用されることから、市況等に応じて判断していく。

(6) 発行時期

外部評価取得のための期間を確保するとともに、当該年度における事業の進捗状況を確認しながら充当事業を選択するため、原則として10月以降とする。

(参考) 主な充当予定事業

環境事業区分	事業名	「東京グリーンボンド」対象事業	
		2019年度	2018年度
スマートエネルギー 都市づくり	競技施設の環境対策※1	○	○
	都有施設の改築・改修※1	○	○
	都有施設・道路の照明のLED化	○	○
	都有施設のZEB化推進※2	○	○
	上下水道施設の省エネ化	○	○
	自転車走行空間の整備	○	○
持続可能な資源利用・ 廃棄物管理	競技施設の環境対策※1	○	○
自然環境の保全	競技施設の環境対策※1	○	○
	都有施設の改築・改修※1	○	○
	公園の整備	○	○
	水辺空間における緑化の推進	○	
生活環境の向上	競技施設の環境対策※1	○	○
	ヒートアイランド現象に伴う暑熱 対応（遮熱性・保水性の向上）	○	○
	環境にやさしい都営バスの導入	○	○
	合流式下水道の改善	○	○
気候変動への適応	中小河川の整備	○	○
	高潮防御施設の整備	○	○
	東京港・島しょ海岸保全施設整備 事業	○	○

※1 「競技施設の環境対策」及び「都有施設の改築・改修」は、複数区分にまたがるため再掲表示

※2 Net Zero Energy Building の略称。建築物における一次エネルギー消費量を、省エネルギー性能向上や再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間消費量が正味でゼロまたはおおむねゼロとなる建築物